

INFORMO

インフォルモ

2020
Vol.95

インフォルモ Vol.95

2020 年

株式会社 東海信金ビジネス 発行

曲水の庭・言の葉結び

伊勢型紙彫師●那須恵子

「夢ノート」を叶えてオリンピックへ
そして世界平和へ

日本生命保険常務執行役員東海営業本部長●大野英樹
元アーティスティックスイミング競技日本代表●石黒由美子

BUSINESS INFORMATION

海からのメッセージ

今尾映子 Eiko Imao

世界には約50種類のイルカがいます。生息地はさまざまで、家族的な集団で生活をしています。イルカは知的な社会生活を営む哺乳類であり、適応性に優れた即習能力をもっています。写真は水族館でもよく見ることができ、ほぼ世界中の海域で生息するバンドウイルカです。

海の中はイルカの出すクリック音と呼ばれるきしむようなキーキー、ギーギーという連続音や、かん高いキュンキュンという音に囲まれ、イルカは私に話しかけていたのか、それとも観察していたのか、それともただのおしゃべり好きなのか、撮影はにぎやかに始まりました。ビデオカメラを回すカメラマンに静かに寄り添って泳ぐイルカは、私たちの気持ちや心の中を読み取っているかのように協力的でまるで人のようでした。身近にいる野生動物をランク付けすることはできませんが、私は世界の海で出会った自然のイルカは極めて知的な生き物であると確信しました。このプールのように透き通る中南米の海で、海の哺乳類と人間との間に共通するものをあらためて感じました。

PROFILE



〈いまお・えいこ〉
写真家。名古屋市在住。世界各地のサンゴ礁にフィールドを持つ女性水中写真家の第一人者。写真展、写真雑誌などで活躍中。また、テレビ、ラジオに出演、企業での講演も多い。国際会議のシンポジウムの参加者や小・中学校の子供たちに、スライドを交えて海の中の大自然を伝えている。名古屋で「ダイビングスクール Sダイバーズ・今尾海洋スタジオ」を主宰。写真集に『夢海』（学研）、『海へ』（丸善）がある

contents

海からのメッセージ	1
今尾映子	
「夢ノート」を叶えてオリンピックへ、そして世界平和へ…	3
日本生命保険常務執行役員東海営業本部長 大野英樹 元アーティスティックスイミング競技日本代表 石黒由美子	
BUSINESS INFORMATION	5
かに屋 アスコ テニスショップたけがわ ナベカ やませ 井口樹脂工業	
Wine Time	14
大当たりの熊本ワインファーム	
晩熟人ファイル	14
小佐々祖伝	
曲水の庭・言の葉結び	15
伊勢型紙彫師 那須恵子	
くらしの泉	17
Essay / 『継続は力…』奥田真祐美 Health / SDGs(持続可能な開発目標) 佐藤祐造	

表紙はマラケシュ(モロッコ)
マーケットの店先にてハーブ等でアートされたものです。
撮影/今尾海洋スタジオ

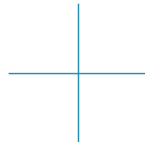
Messages from the ocean

「夢ノート」を叶えてオリンピックへ そして世界平和へ



石黒由美子

〔元アーティスティックスイミング競技日本代表〕



大野英樹

〔日本生命保険相互会社常務執行役員東海営業本部長〕

小学2年時の 悪夢の交通事故

大野 石黒さんはアーティスティックスイミング（旧：シンクロナイズド・スイミング）の日本代表選手として、2008年の北京オリンピックに出場されていますが、幼少期には大変大きな交通事故に遭われたそうですね。

石黒 小学校2年生の時、停車中の車に暴走車がものすごい勢いで突っ込んできました。顔面や口の中を800針も縫い、粉碎骨折、顔面崩壊の瀕死の重傷で、両目とも失明は免れたものの、両目の視野は狭小化し、神経断裂で難聴、脳挫傷による記憶喪失と高次脳機能障がいを負いました。ただ命だけはギリギリ取り留めていたので、その絶望の中で、オリンピックに出場するという夢を見つけ、夢を叶えたいという思いがありました。また私と同じように交通事故に遭われた被害者の人たちに、夢と希望を贈るためにも、私が夢を叶え、輝くことが一番の勇気と希望になるだろうと思い、オリンピックを目指しました。

大野 入院中にオリンピックを目指すことを決められたのですね。

石黒 入院中にシンクロを始めることを

決めました。病院の先生は「オリンピックではなく、パラリンピックでメダルを目指すんだよね」と発言されていましたが、私はあくまでオリンピックを目指していました。母も「苦しい経験や辛い経験、悲しい経験は、実際になった人しか分からないよね。この苦しみや悲しみを経験しているからこそ、語れることや、やれることがある。そのためにも結果を出して、それで勇気や希望を与えられる。だから今シンクロをやっている」と励ましてくれました。

大野 お母さまの存在は大きかったのですね。

石黒 母と二人三脚で走ってきまして、いつも「由美ならやれる。由美ならできる」と、応援をしてくれました。

大野 そのような中で、頑張って活躍されてステップアップされたのですね。

石黒 小・中学の間は全く結果が出ず、練習日以外に「こそ練」という名前をつけて、こそこそ地道に練習をしていました。中学3年で初めて全国大会の決勝まで進み、高校1・2年のわずか2年の間に、日本代表までのぼりました。でもアテネオリンピックの時はギリギリで出場枠から落ちました。本当に悲しくて、アテネの後の3年間の記憶がないほどで、自暴自棄になり、家族も手が付けられなかつ

たみたいです。私は特に母に感謝の思いを伝えるオリンピックにしたいと、「夢ノート」にも「母にありがとうと言えるオリンピックにしよう」と決めていたのに…。

「夢ノート」に夢を綴って オリンピックへ

大野 「夢ノート」をつけ始めたきっかけはどういうことだったのですか。

石黒 「夢ノート」をつけ始めたのは、私が交通事故に遭う前、字が書けるようになった幼少期からです。母がノートをつけ、スクラップをする姿を見て、自分も真似したかったみたいです。子どもなりに欲しいことを書き出して、叶ったら赤線を引っ張って、「ありがとうございました」と感謝を添えていました。「夢ノート」には「シンクロでオリンピックに出る。夢と希望を贈りたい。そういう人になりたい」と希望を書いていました。

大野 いろいろと逆境とか、つらいこともあったと伺いましたが、その間もずっと書き続けていたのですね。

石黒 そうですね。アテネの後の3年間以外は、ですが。その間は本当に生きるか死ぬかで、「夢ノート」もビリビリに破いて捨てていました。

小学時に大きな交通事故に遭いながら、アーティスティックスイミングを始めた石黒由美子さんは、事故の後遺症を克服し、北京オリンピックに出場。見事チーム5位に輝きました。現役引退後は、大学院で『いじめ問題の実態把握とその解決策』をテーマに研究するとともに、日本全国の教育機関や企業などで「夢は叶うまであきらめない。途中でやめても、またやればいい」と、自身の体験をもとにした講演活動を精力的に行っています。



大野 立ち直るきっかけはどういうことだったのですか。

石黒 自暴自棄でどうしようもない一人暮らしの生活をしていたある日、インフルエンザに罹りました。自分ではどうすることもできない時に、近所で親しくしてくれるお姉さんが介抱に来てくれました。彼女は私の身の回りの全ての面倒を見てくれました。彼女の姿を見た時に、自分の傲慢さとちっぽけな自分を目の当たりにして、純粹にすごく素敵だなんて思って、私もこんな女性になりたいなって思いました。一人の女性として、一人の大人として、すごく輝いている彼女が目標になり、私は猛省しました。生き方が変わった瞬間です。

大野 ターニングポイントですね。

石黒 アテネオリンピックの時には自分のための色が強かったのですが、彼女のようにになりたいという気持ちに心の中が変わってからは、オリンピック出場は自分のためではなく、母、弟妹や、これから出会う人のために、私は叶えるのだと変わっていました。

大野 実際に夢を叶えられて、オリンピックに出場されてどのような気持ちでしたか。

石黒 感謝の思いでいっぱいでした。日本の代表として立たせていただくわけですから、何としても結果を残さなければと

いう思いももちろんありましたけれども、それ以上に「ありがとうございました」という感謝の気持ちに溢れて、夢のような時間でした。また私がオリンピックの舞台で泳いだ日が母の誕生日で、母への最高のプレゼントとなりました。

大野 現在大学院で、いじめの問題を研究されていますが、社会に対してどのようなメッセージを発信していきたいですか。

石黒 誰か一人でもいいから、大人の人が、「大丈夫だよ。やれるよ。できるよ」と、確信溢れる言葉をかけられるかどうかで、目の前にいる人がどれほど成長できるか決まる気がします。一番小さなコミュニティの家族、ご近所、親戚がこの人たかをいかに励ますことができるか。この小さなコミュニティでの結果が増えていくと、最終的には世界平和に繋がり、人権にも繋がり、豊かな社会にも繋がっていく。

大野 素晴らしいですね。

しんきん経営者年金で 老後の経済的な備えを

大野 豊かな社会には老後の生活も重要となってきます。豊かな老後の生活のためには、資金面でも備えが必要ですね。

石黒 確かに、老後の生活への備えが必要ですね。

大野 私ども生命保険会社は「しんきん経営者協議会」という会を通じて、中小企業の経営者層の方々などを対象とする「しんきん経営者年金制度」を受けさせていただいております。信用金庫のお取引先である中小企業の経営者、個人事業主のみなさまが、この協議会の会員となります。

石黒 どのような制度なのでしょう。

大野 掛金は1カ月あたり1万円で、最高10口10万円まで加入いただくことができます。新規のお申込みの機会は年4回あり、ライフプランに合った設計が可能です。また一定の条件を満たせば、所得税や住民税が軽減される場合があります。

石黒 非常に魅力的な制度ですね。

大野 はい。この「しんきん経営者年金制度」はみなさまに喜ばれています。本日はお忙しい中、大変有意義なお話をいただき、ありがとうございました。石黒さんの今後のご活躍をお祈りいたします。

取材時期：2020.1

（撮影／安達利康）

かに屋

〒491-0033 愛知県一宮市別明町3-11-1
TEL 0586-71-1638 URL <http://www.kani-ya.jp/>

水にこだわり、素材にこだわり
昔ながらの味を大切に作る煮込みうどん

名古屋名物と言えば“味噌煮込みうどん”です。煮込みうどんのかに屋は創業52年、伝統の味、仕込みの段階から水にこだわり、昔ながらの製法を忠実に守っています。だからこそ生まれる“コシ”の強さと“コク”のあるスープは、一朝一夕では決して真似できません。水にこだわ

り、素材にこだわって、そして化学調味料などは一切使わず、昔ながらの味を大切にしています。愛知の人だけでなく、日本全国の方々に当店の味噌煮込みうどんを食べていただきたいと思っています。愛知にお越しの際は是非お立ち寄りください。



株式会社 アスコ

〒477-0034 愛知県東海市養父町ハヶ池13-1
TEL 0562-33-5105 FAX 0562-33-5107 URL www.asco-co.jp

アスコの原動力は
時代を先取りした果敢なチャレンジ！

1952年の創業以来、愛知県、三重県での、食品卸、宅配、外食、教育といった多事業展開によって、変化と成長を続けてきました。その中でも変わることのなかったAppreciation(感謝)、Sincerity(誠実)、Challenge(挑戦)、Originality(創意)という、社名の由来にもなっているASCOの基本姿勢を、これから

も忘れず、社業を続けてまいります。いつも笑顔でお客様に寄り添い、お客様の快適な生活を応援し、地域の皆様との一体感を深め、地域社会においてなくてはならない会社を目指します。事業内容、または新規お取引に関するお問い合わせは、上記URLサイト内の「お問い合わせ」、またはお電話にて承っております。



テニスショップたけがわ

〒441-8011 愛知県豊橋市菰口町2-60
TEL 0532-31-4515 FAX 0532-31-4075 URL <http://www.takegawa-ts.com>

創業以来40年間
テニス愛好家に愛されて

初めてテニスをする方も心配無用！ラケット・ウェア・シューズの他、テニスに必要なものは全て揃います。当ショップでは単にテニスに必要なものを揃えているだけではなく、オシャレにこだわる方にも自信をもってお勧めでき

る商品を取り揃えております。またガットの張替えの際は、専門店でしか味わえないカウンセリングを受けてみてはいかがでしょうか。ガット張りは早い・安い・上手いの当店で。



株式会社 ナベカ

〒519-0212 三重県亀山市能褒野町47-47
TEL 0595-85-2190 FAX 0595-85-0194 URL <http://www.nabeka.co.jp>

市場のニーズに100%対応できる
プラスチックリサイクル企業を目指して

限りある有効資源をモットーに、昭和48年からプラスチックリサイクルに取り組んでおります。年々リサイクル可能な樹脂を拡大し、今まで産業廃棄物としていたものを分別等行うことにより有価物として取り扱い、各企業様に喜ばれるよう、また環境保

全活動を推進できる企業として日々努力しております。2009年にISO 14001を認証取得し、更なる「廃プラスチック」のリサイクル業務を行い、地球規模の資源循環型社会の実現に貢献していく所存でございます。



有限会社 やませ

〒515-0052 三重県松阪市山室町2051-3
TEL 0598-21-9800 URL shinkaiseki-yamase.com

その季節に応じた旬の食材を
存分に味わっていただきたい

新懐石やませは、三重の松阪という、食材豊かな地を生かし、伊勢海老やあわび、牡蠣などの三重近海の新鮮な海の幸、松阪牛や松茸などの山の幸をふんだんに使い、日本料理の粋にとられず、洋食や中華の食材を取り入れ、斬新かつ独創的な新懐石料理で、真心込めてお客様におもてなしをさせていただ

ております。1階はカウンター席を12席、2階は大小あわせてお座敷席を3部屋ご用意させていただいております。お客様のお好みに合わせて、幸せなお料理と素敵なお酒との出会いを見つけていただければ幸いです。



株式会社 井口樹脂工業

〒431-1424 静岡県浜松市北区三ヶ日町下尾奈1662-1
TEL 053-525-0622 FAX 053-525-0623 URL <http://www.i-j-k.jp>

世界に通用する製品への
「ものづくり」精神を大事にしております

当社では、主に自動車部品の樹脂製品を製造しています。樹脂成型において設備は、生産能力や品質に係る重要な要素のひとつです。お客様のご要望にお応えできるよう、常に設備の保安や充実に細心の注意を払っています。成型した製品を検査部にて一つ一つ丁寧に検品をし、組み立

て作業で機械で対応できない工程においては人の手で作業を行い、「お客様との打ち合わせ通りに、お客様のところに届くのも含めて製品である」という信念で梱包作業を行っております。また機械、金型などのメンテナンスも定期的に行い、不良ロスが出ない体制を整えております。



しんきん経営者協議会 ご入会のおすすめ

しんきん経営者協議会とは

本会は信用金庫の主要取引先であります地元中小企業の発展に協力するため会員となられた中小企業経営者および個人事業主の方々に対して、有益な「金融・経済に関する講演会の開催」「情報誌の提供」「会員の方々のための福利厚生事業」などを行っております。また、会員の方々の特典として経営者年金制度も取り扱っています。



● ご入会資格

本会にご入会いただけますのは、信用金庫の会員となっている法人および個人事業主の方です。ご入会をご希望の方は以下の申込書をお送りください。



〈個人情報に関するお知らせ〉

東海地区しんきん経営者協議会の運営にあたっては、ご入会者の事業所、代表者名、事業所所在地および取引金庫名などの個人情報（以下「個人情報」という）を取り扱い、各单位しんきん経営者協議会（以下「協議会」という）へ送付します。

協議会は、本会の運営において入手する個人情報を本会の目的達成のための事業（経済・金融等に関する情報交換、情報提供、会員のための福利厚生および親睦など）に使用します。

なお、今後個人情報に変更が発生した際にも、前記に準じ個人情報を取り扱います。

送付先 〒460-0006 名古屋市中区葵1丁目27番3号 染木第2ビル301号室 東海地区しんきん経営者協議会

しんきん経営者協議会入会申込書

単位しんきん経営者協議会 御中		申込日	令和	年	月	日
事業所名	フリガナ		お取引信用金庫欄	信用金庫名		
代表者名	フリガナ	代表者印				
事業所所在地	フリガナ			支店名		
	郵便番号	〒	電話番号	市外局番		
県 市・郡						
本入会申込書に記載した個人情報の取扱いについて、申込時に「ご入会のおすすめ」を受領し、その記載内容を承知し、同意のうえ、入会を申し込みます。			同意確認印			

安心、豊かなセカンドライフのために。

経営者年金

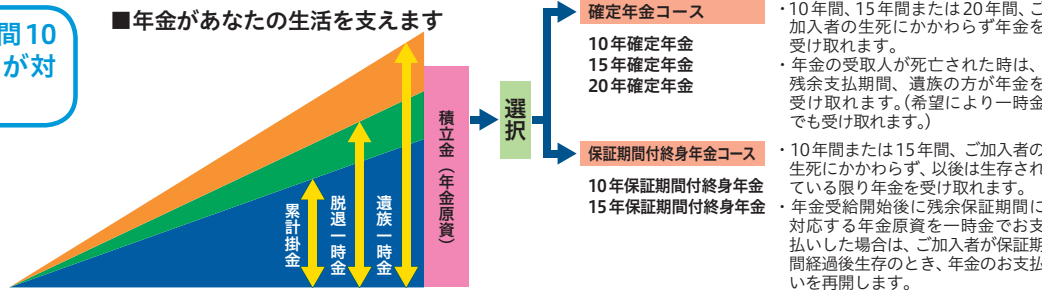
拠出型企業年金保険（個人年金保険料税制適格型）

年金でのお受取りは、加入期間10年以上かつ満60歳以上の方が対象となります。

第1回申込受付日 ●令和2年 1 月 10日～ 2 月 25日まで! (令和2年 6 月 1日加入日)
第2回申込受付日 ●令和2年 4 月 1 日～ 5 月 15日まで! (令和2年 9 月 1日加入日)
第3回申込受付日 ●令和2年 7 月 1 日～ 8 月 15日まで! (令和2年 12月 1日加入日)
第4回申込受付日 ●令和2年 10月 1 日～ 11月 15日まで! (令和3年 3 月 1日加入日)

申込期間の初回掛金の振替えは、ご加入日の前月28日（休業日のときは翌営業日）となります！

■年金があなたの生活を支えます



■ 給付額試算表（年金月額）

加入年数	掛金累計額	積立金額（年金原資）	確定年金			保証期間付終身年金	
			10年（男・女）	15年（男・女）	20年（男・女）	10年（男性）60歳受給開始	15年（男性）60歳受給開始
10年	1,200,000	約 1,230,180	約 10,790	約 7,420	約 5,730	約 5,150	約 5,000
15	1,800,000	1,899,770	16,670	11,460	8,850	7,960	7,730
20	2,400,000	2,608,760	22,890	15,730	12,160	10,930	10,610
25	3,000,000	3,359,590	29,480	20,260	15,660	14,080	13,660
30	3,600,000	4,154,790	36,450	25,050	19,370	17,410	16,900

■ 給付額試算表（脱退一時金額）

加入年数	掛金累計額	積立金額（脱退一時金額）	加入年数	掛金累計額	積立金額（脱退一時金額）
1年	120,000	約 116,840	6年	720,000	約 721,290
2	240,000	235,000	7	840,000	846,350
3	360,000	354,510	8	960,000	972,840
4	480,000	475,390	9	1,080,000	1,100,780
5	600,000	597,640	10	1,200,000	1,230,180

給付額は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。
給付額試算表の金額は、次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動（増減）することがあり、将来の支払額をお約束するものではありません。
(1) 12,000円を常に維持していること。
(2) 加入者全員の掛金が毎月末日までに入金されたものであること。
(3) 給付額試算表の給付額は、各取扱生命保険会社の予定利率（令和元年9月1日現在）、および引受割合（令和元年9月1日現在）にもとづき計算しております。予定利率については、今後変更されることがあります。

(4) 給付額試算表の給付額は配当金は加算しておりません。
① 毎年の配当金はそれぞれの支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。
② 決算実績によっては配当金をお支払いできない年度もあります。
③ 毎年の決算（5月末）により、配当金が生じた場合には積立金の積増しに充当されます。
④ 年度途中で脱退された場合は、その年の配当金はありません。
(5) 早期に脱退されますと元本割れする場合がありますので、ご注意ください。（赤字）
（注）保証期間付終身年金の年金月額額は、男性の場合であり、女性の場合は若干低くなります。

ご加入になれる方

●東海地区しんきん経営者協議会所属の会員事業所の役員および個人事業主で、加入時年齢が満20歳以上、満70歳未満の健康で正常に就業している方。

掛金の払込方法

●初回は各ご加入日の前月28日、以降毎月28日（休業日のときは翌営業日）に、翌月分掛金をご指定の信用金庫口座から振り替えます。

●掛金負担者は加入者本人です。個人事業主の場合は、加入者本人の口座より自動振替でお支払いいただきます。法人事業所の役員の場合は、掛金は事業所口座より自動振替でお支払いいただき、掛金相当額を役員給与で経理処理していただきます（会社の資産計上とはなりません）。※損金算入できない場合もあります。3ヵ月連続して口座振替が不能の場合は自動脱退となります。

掛金と払込みの満了

●年齢にかかわらず1口10,000円で、お一人最高10口100,000円までご加入になれます。
・掛金には1口につき155円の制度運営事務費が含ま

れています。

●掛金は、満80歳まで払い込むことができます。

●最初に決めた掛金を増口（年1回、6月1日加入日にお取扱いします。）したり、一部払込を中止することもできます。一部払込中止分に相当する積立金のお支払いは中止時には行わず、脱退・死亡・満了時にあわせてお支払いします。

・一部払込中止の事由
災害、疾病・障害、住宅の取得、結婚、債務の弁済、その他掛金の拠出に支障がある場合。

年金のお受取り

●加入期間10年以上かつ満60歳以上で脱退されたとき、または満80歳で払込満了となったとき年金を受け取ることができます。

・年金の受取人はご加入者本人となります。
・満60歳以上で脱退された場合でも、3ヵ月連続の口座振替不能による自動脱退の場合は、一時金での受取りとなります。

・年金は、毎年1・4・7・10月の15日に3ヵ月分まとめて指定された信用金庫口座にお振込みいたします。

●年金のお受取りにかえて、一時金で受け取ることもできます。

ご加入者が脱退された場合

●年金受給権取得前に脱退された場合（自動脱退を含む）はその時点の積立金額をご加入者本人が一時金で受け取れます。

ご加入者が万が一なくなられた場合

●ご加入者が掛金払込期間中に死亡されたときは遺族一時金（その時点の積立金額に払込中の掛金1口について10,000円を加えた額）を遺族の方が受け取れます。

税務上のお取扱い

●ご加入者が負担された掛金のうち制度運営事務費（1口につき155円）を控除した額が、個人年金保険料控除の対象となります。（所得税法第76条）
上記のお取扱いは令和元年9月1日現在の税制によるもので、将来変更される場合があります。なお、平成24年1月1日より生命保険料控除制度が改正されておりますが、この経営者年金の掛金については改正前の旧制度による保険料として取り扱われます。個別のお取扱いについては、所轄の税務署などにご確認ください。

〈ご意向確認のお願い〉

拠出型企業年金保険は、自助努力による老後生活資金の準備を主な目的とする保険商品です。ご加入にあたっては、「特に重要なお知らせ（ご契約の概要）」、「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」ならびに本パンフレットをご覧ください。制度内容、積立金（給付額試算表の内容）、掛金などがお客さまのご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。また、このパンフレットは、お申込みいただきました後も、大切に保管してください。

〈個人情報に関するお知らせ〉

当該保険の運営にあたっては、東海地区しんきん経営者協議会（以下、協議会）はご加入者（被保険者）の個人情報（氏名、性別、生年月日など）（以下、個人情報）を取り扱い、協議会が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ）へ提供します。協議会は、当該保険の運営において入手する個人情報を本保険の事務手続のために使用します。生命保険会社は受領した個人情報を、各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、一時金・年金等のお支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、および業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために使用し、また、協議会および他の生命保険会社へ上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後個人情報に変更などが発生した際にも、引き続き協議会および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取り扱われます。

記載の引受保険会社は今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報に変更後の引受保険会社に提供されます。

この制度についてのお問合わせは

東海地区しんきん経営者協議会事務局

〒460-0006 名古屋市中区葵1丁目27番3号 染木第2ビル301号
TEL 0120-055052（フリーダイヤル）

●しんきん経営者協議会

信用金庫の主要取引先である地元企業の発展に協力するために結成され種々の有用な情報の提供・福利厚生事業の実施などを行います。

■（引受保険会社および引受割合）

（事務幹事会社）富国生命保険相互会社（30.2%）
日本生命保険相互会社（24.5%） 明治安田生命保険相互会社（20.2%） 第一生命保険株式会社（13.1%）
住友生命保険相互会社（8.5%） 太陽生命保険株式会社（3.5%）
※引受割合は令和元年8月1日現在の割合となっております。

●「制度の運営」

この制度は、東海地区しんきん経営者協議会が上記引受保険会社と締結した「拠出型企業年金保険契約」にもとづき運営いたします。上記の引受保険会社は各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を負います。また、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。なお、各引受保険会社の配当実績などにより、給付金支払の引受割合が上記引受割合と異なる場合があります。

※このページは経営者年金（拠出型企業年金保険）の重要な事項をご説明する加入勧奨用資料（パンフレット）になっています。

特に重要なお知らせ(ご契約の概要)

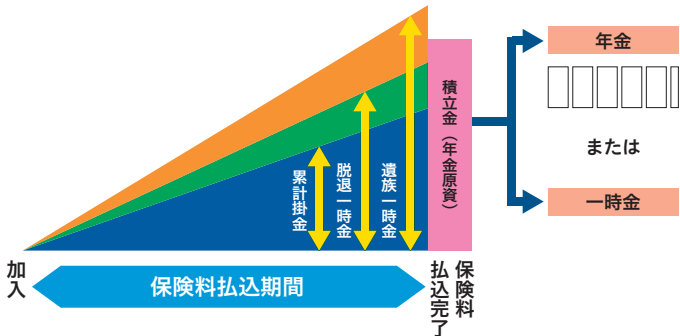
この「特に重要なお知らせ(ご契約の概要)」は、この制度の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご加入の前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お申込みの際には、必ず具体的な制度内容が表示されている「加入勧奨用資料（パンフレット）」および「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」をあわせてご参照いただき、制度内容、積立金(給付額試算表の内容)、保険料などがお客さまのご意向に沿った内容となっているか、ご確認ください。

1. 商品名称

拠出型企業年金保険

2. 商品の特徴

東海地区しんきん経営者協議会（以下、協議会と記載）所属の会員事業所の役員および個人事業主の方が、自助努力による財産形成や老後保障資金を準備するために、協議会を契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に保険料を払い込み、保険料払込完了後は、保険料払込完了時点の積立金を原資とした年金を受け取ることができます。(年金にかえて一時金として受け取ることもできます。) また、拠出型企業年金保険遺族年金特約により、保険料払込期間中に死亡した場合には、死亡時の積立金に遺族年金特約保険金が加算され、遺族一時金が支払われます。



3. 積立金について

- お払込みいただいた保険料は、事務手数料や遺族年金特約保険料を差し引いて積み立てられ、所定の予定利率により運用されます。予定利率については将来変更される場合があります。
- 将来の受取予想額につきましては加入勧奨用資料(パンフレット)に記載の給付額試算表にてご確認ください。(将来の受取額をお約束するものではありませんのでご留意ください。)
- 加入期間によっては、積立金額(脱退一時金額)および遺族一時金額が払込保険料の合計額を下回る場合があります。

4. 加入資格、保険料、保険期間などについて

- 加入年齢、加入資格、(追加) 加入日、保険料の額、払込方法、保険料払込完了年齢、年金受取開始時期、年金受取期間などにつきましては加入勧奨用資料(パンフレット)の該当箇所をご確認ください。
- 退会などにより協議会の会員でなくなった場合はすみやかに脱退していただきます。

5. 年金や一時金が主に支払われる場合について

年金や一時金が主に支払われる場合は以下のとおりです。

- 基本年金、中途脱退年金・一時金
保険料払込完了年齢を迎えた時に、積立金を原資とした年金をお支払いします。保険料払込完了年齢前に脱退される場合は、条件により中途脱退年金をお支払いします。
一時金を希望される場合は、将来の年金のお支払いにかえて一時金をお支払いします。また、積立金（年金原資）から計算した年金額が月額1万円以下となる場合にも一時金でお支払いします(税制適格制度の場合を除く)。
- 遺族一時金
加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約保険金を加算して、一時金にて遺族の方にお支払いします。

6. 配当金について

- 毎年の配当金は、それぞれの支払時期の前年度決算により決定します。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。
- 保険料払込期間中の配当金は積立金の積増しのために充当し、年金受給権取得後の配当金は年金の増額のために充当します。
- 年度途中で脱退された場合はその年の配当金は支払われません。

7. 引受保険会社について

この保険契約は、富国生命保険相互会社を事務幹事会社とする生命保険契約です。共同取扱契約の場合には、引受保険会社は各ご加入者の積立金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います（給付に際しての負担割合は相違する場合があります）。なお、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。引受保険会社および引受割合は加入勧奨用資料(パンフレット)の該当箇所をご確認ください。

（事務幹事会社）：富国生命保険相互会社 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2

特に重要なお知らせ(注意喚起情報)

この「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」は、ご加入のお申込みに際して特にご注意ください事項を記載しております。ご加入の前に「加入勧奨用資料(パンフレット)」および「特に重要なお知らせ(ご契約の概要)」とともに必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

また、支払事由の詳細やご契約の内容に関する事項その他の詳細につきましては、加入勧奨用資料（パンフレット)の該当箇所を必ずご参照ください。

1. ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険については、東海地区しんきん経営者協議会（以下、協議会と記載）を契約者とする企業保険契約であることから、被保険者となられる方のご加入のお申込みの撤回（クーリング・オフ）の適用はございません。ご加入に際しては内容を十分確認・検討のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

2. ご加入の責任開始期について

- ご提出いただいた加入申込書にもつき引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加) 加入日」からご契約上の責任を開始します。
- 生命保険会社職員・募集代理店等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3. 加入資格について

申込日現在、健康で正常に就業している協議会所属の会員事業所の役員および個人事業主の方がご加入いただけます。また、退会などにより加入資格を失われた場合は、この保険からの脱退手续が必要です。加入資格の詳細につきましては、加入勧奨用資料（パンフレット)の該当箇所をご確認ください。

4. 年金や一時金のご請求について

- 年金や一時金のご請求の方法は、『しんきん経営者年金制度ご加入のしおり』をご覧ください。お客さまからのご請求に応じて、年金や一時金をお支払いする必要がありますので、年金や一時金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに問合わせ先にご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、年金や一時金をお支払いできない場合につきましては、加入勧奨用資料（パンフレット）およびこの「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」の該当箇所にてご確認ください。
- 年金や一時金の支払事由が生じた場合、団体ごとの制度内容によっては、他の年金や保険金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには、すみやかに問合わせ先にご連絡ください。

5. 年金や一時金の支払制限について

- 次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。
- 遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、その受取人にはお支払いせず、他の相続人に遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、他の相続人に未支払の年金原資をお支払いします。
- 契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取消しとなることがあり、既に払い込まれた保険料は払い戻しません。
- 受取人や継続受取人が年金や一時金の請求について詐欺を行ったとき（未遂を含みます）など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。
- 保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。
- 契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約への加入・増口（保険料の増額）の際に告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったまたは事実でないことを告げた場合は、遺族年金特約保険金の加算がないことがあります。
- 契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、年金や一時金を不法に取得する目的または他人に年金や一時金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約の全部または一部は無効となり、既に払い込まれた保険料は払い戻しません。

6. 保険料の払込みについて

ご加入者から保険料の払込みのないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消または脱退していただくことがあります。

7. ご契約の継続について

この保険については、制度全体のご加入者数が10名未満となった場合、加入継続できなくなる場合があります。

8. 脱退時の一時金額について

この保険の保険料は、お払込みいただいた保険料をそのまま積み立てるのではなく、一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、加入期間によっては、積立金や脱退時の一時金額がお払込みいただいた保険料の合計額を下回る場合があります。

9. 予定利率などの変更について

引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動など、この契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および関係法令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで予定利率などを変更することがあります。

10. 業務または財産の状況の変化による保険金額、年金額、給付金額などの削減について

保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

11. 生命保険契約者保護機構について

この制度の引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額や年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合わせください。
[生命保険契約者保護機構] Tel: 03-3286-2820
(月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時)
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

12. 生命保険協会における「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

13. 個人情報の取扱いについて

この保険の運営にあたっては、お客さまの個人情報をお取扱いいたします。ご加入の際には、個人情報の取扱いの詳細について、加入勧奨用資料（パンフレット）の該当箇所を必ずご確認ください、同意のうえお申込みください。

14. ご照会・苦情について

- この保険に関する手続きや契約に関するご照会および当紙面に関するご照会などについては
富国生命保険相互会社 名古屋支社 TEL 052-231-8791
(受付時間 平日9:00～17:00 ＊12月30日から1月3日を除く)
までお問合わせください。

「しんきん経営者年金制度加入申込書」記入方法

しんきん経営者年金制度加入申込書

新規加入事業所用

HGDM1

東海地区しんきん経営者協議会 御中

太枠内にご記入
ください。

※ゴム印でなく
手書きでご記入
ください。

1.募集時の説明資料（ご
契約の概要・注意喚起
情報・経営者年金（拠
出型企業年金保険）の
パンフレット）を受領
し、制度内容等重要な
事項を承諾のうえ、申
込内容が自らの意向に
沿ったものであること
を確認し、保険契約者
（団体）を締結して経営
者年金（拠出型企業年
金保険）への加入を申
し込みます。また、個
人情報の取扱いについ
ても「経営者年金（拠
出型企業年金保険）の
パンフレット」により、
その記載内容を承認し、
同意のうえ、加入を申
し込みます。
なお、現在加入資格を
有し、正常に勤務して
います。
2.本制度の掛金を口座振
替により払い込みます
ので下記の金融機関を
指定して依頼します。
※制度内容を必ずご確認
ください。

① 申込日	令和 〇 〇 年 〇 月 〇 日				
加入日	第1回申込受付日 ●令和2年 1月10日～2月25日まで! (令和2年6月1日加入日) 第2回申込受付日 ●令和2年 4月1日～5月15日まで! (令和2年9月1日加入日) 第3回申込受付日 ●令和2年 7月1日～8月15日まで! (令和2年12月1日加入日) 第4回申込受付日 ●令和2年10月1日～11月15日まで! (令和3年3月1日加入日)				
事業所名	フリガナ (カ)フコクショウジ				
事業所区分 (〇で囲んでください)	①法人 役員の方がご加入になれます。 2.個人事業主 個人事業主の方がご加入になれます。				
代表者	フリガナ フコク タロウ				
事業所所在地	郵便番号 フリガナ アイチ ナゴヤ ナカク 4 6 0 0 0 0 2 愛知県名古屋市中区 フリガナ マルノウチ 電話番号 丸の内〇-〇-〇 号室 様方 052 - 000 - 0000				
加入区分	加入者番号 補助	加入者氏名	性別	生年月日	加入口数
新規2040	1 0	フリガナ フコク タロウ 個人同意印 (富国)	①男 3昭和 3女 4平成	4 0 2 3 5	□
新規2040	2 0	フリガナ フコク ハナコ 個人同意印 (富国)	1男 3昭和 ③女 4平成	4 5 1 1 2 0 3	□
新規2040	3 0	フリガナ 個人同意印 (印)	1男 3昭和 3女 4平成		□

住所C・補助住所	
----------	--

しんきん経営者年金預金口座振替依頼書

信用金庫 御中	令和 〇 年 〇 月 〇 日
フリガナ (カ)フコクショウジ (ダ)フコクタロウ	金融機関使用欄
株式会社 富国商事 代表取締役 富国太郎	1. 印鑑相違 2. 預金取引なし 3. 記載事項等相違 店名、預金種目 口座番号、口座名義 4. その他()
信用金庫 店	不備返却事由
信用金庫コード 1 5 * * 本・支店コード * * *	検印
電話番号 052 - 000 - 0000	印鑑照合
預金種目 ① 普通(総合) 2. 当座	
口座番号 1 2 3 4 5 6 7	

東海地区しんきん経営者協議会へ支払う経営者年金制度掛金について、次の条項を了承のうえ、預金口座振替によって支払うことを依頼します。

- 私が支払うべき掛金について貴金庫に請求書などが送付されたときは、私に通知することなく、請求書などに記載された金額を預金口座から振替えのうえ、お支払いください。
なお、振替日の変更された場合には、請求書などに記載された日をもって処理されてもさしつかえありません。
- 預金の振替えにあたっては、当座勘定規定または預金規定にかかわらず、小切手の振出しまたは預金通帳および預金払戻請求書の提出はいたしません。
- 預金口座の残高が振替日において請求書などの金額に満たないときは、私に通知することなく、請求書などを返却されてもさしつかえありません。
- この契約は、貴金庫が必要と認めた場合には、私に通知することなく、解除されても異議はありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴金庫の責によるものを除き、貴金庫にはご迷惑をかけません。

振替開始 加入日の前月 28 日 (休業日のときは翌営業日)
振替日 毎月 28 日 (休業日のときは翌営業日)

ご記入方法

①申込日を記入してください。

②事業所名・代表者名(漢字・フリガナ)を記入し、事業所印を押印してください。また、事業所の区分を○で囲んでください。

③事業所所在地(漢字・フリガナ)、電話番号を記入してください。

④加入者氏名(漢字・フリガナ)を記入してください。個人同意印(加入者印)を押印してください。性別、生年月日、加入口数を記入してください。

⑤口座名義人(漢字・フリガナ)、信用金庫名、信用金庫コード、本・支店名、本・支店コード、電話番号を記入のうえ預金種目を○で囲み、口座番号を記入してください。また、口座届出印を押印してください。

〈その他の留意事項〉

●経営者年金の加入資格について
満20歳以上満70歳未満の健康で正常に就業している方で事業所が法人の場合は役員のみ、個人事業所の場合は代表者のみ(専従者は加入不可。)の加入に限ります。

●掛金の負担者について
掛金負担者は加入者本人です。個人事業主の場合は、加入者本人の口座より自動振替でお支払いいただきます。法人事業所の役員の場合は、掛金は事業所口座より自動振替でお支払いいただき、掛金相当額を役員給与で経理処理していただきます(会社の資産計上とはなりません)。※損金算入できない場合もあります。3ヵ月連続して口座振替が不能の場合は自動脱退となります。

しんきん経営者年金制度加入申込書

新規加入事業所用

HGDM1

東海地区しんきん経営者協議会 御中

太枠内にご記入
ください。

※ゴム印でなく
手書きでご記入
ください。

1.募集時の説明資料（ご
契約の概要・注意喚起
情報・経営者年金（拠
出型企業年金保険）の
パンフレット）を受領
し、制度内容等重要な
事項を承諾のうえ、申
込内容が自らの意向に
沿ったものであること
を確認し、保険契約者
（団体）を締結して経営
者年金（拠出型企業年
金保険）への加入を申
し込みます。また、個
人情報の取扱いについ
ても「経営者年金（拠
出型企業年金保険）の
パンフレット」により、
その記載内容を承認し、
同意のうえ、加入を申
し込みます。
なお、現在加入資格を
有し、正常に勤務して
います。
2.本制度の掛金を口座振
替により払い込みます
ので下記の金融機関を
指定して依頼します。
※制度内容を必ずご確認
ください。

協議会使用欄
印
会員であることを
確認しました。

事業所口座
をご記入く
ださい。
(個人事業主
の方は個人
口座でも可。)

申込日	令和 〇 〇 年 〇 月 〇 日				
加入日	第1回申込受付日 ●令和2年 1月10日～2月25日まで! (令和2年6月1日加入日) 第2回申込受付日 ●令和2年 4月1日～5月15日まで! (令和2年9月1日加入日) 第3回申込受付日 ●令和2年 7月1日～8月15日まで! (令和2年12月1日加入日) 第4回申込受付日 ●令和2年10月1日～11月15日まで! (令和3年3月1日加入日)				
事業所名	フリガナ	事業所印			
事業所区分 (〇で囲んでください)	1. 法人 役員の方がご加入になれます。 2. 個人事業主 個人事業主の方がご加入になれます。	印			
代表者	フリガナ				
郵便番号	フリガナ				
事業所所在地	フリガナ	電話番号			
加入区分	加入者番号 補助	加入者氏名	性別	生年月日	加入口数
新規2040	1 0	フリガナ 個人同意印 (印)	1男 3昭和 3女 4平成	年 月 日	□
新規2040	2 0	フリガナ 個人同意印 (印)	1男 3昭和 3女 4平成	年 月 日	□
新規2040	3 0	フリガナ 個人同意印 (印)	1男 3昭和 3女 4平成	年 月 日	□

住所C・補助住所	
----------	--

しんきん経営者年金預金口座振替依頼書

信用金庫 御中	令和 年 月 日
フリガナ	金融機関使用欄
信用金庫 店	1. 印鑑相違 2. 預金取引なし 3. 記載事項等相違 店名、預金種目 口座番号、口座名義 4. その他()
信用金庫コード 1 5 本・支店コード	不備返却事由
電話番号	検印
預金種目 1. 普通(総合) 2. 当座	印鑑照合
口座番号	

東海地区しんきん経営者協議会へ支払う経営者年金制度掛金について、次の条項を了承のうえ、預金口座振替によって支払うことを依頼します。

- 私が支払うべき掛金について貴金庫に請求書などが送付されたときは、私に通知することなく、請求書などに記載された金額を預金口座から振替えのうえ、お支払いください。
なお、振替日の変更された場合には、請求書などに記載された日をもって処理されてもさしつかえありません。
- 預金の振替えにあたっては、当座勘定規定または預金規定にかかわらず、小切手の振出しまたは預金通帳および預金払戻請求書の提出はいたしません。
- 預金口座の残高が振替日において請求書などの金額に満たないときは、私に通知することなく、請求書などを返却されてもさしつかえありません。
- この契約は、貴金庫が必要と認めた場合には、私に通知することなく、解除されても異議はありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴金庫の責によるものを除き、貴金庫にはご迷惑をかけません。

振替開始 加入日の前月 28 日 (休業日のときは翌営業日)
振替日 毎月 28 日 (休業日のときは翌営業日)

のりしろ

のりしろ

12

経営者年金制度ご加入者向け 傷害保険制度

(交通事故傷害保険)

経営者年金制度へご加入の方が
不慮の事故(「交通事故」「建物・乗物の火災」)によって被った傷害で、
万一死亡された場合に交通事故傷害保険金が支払われます。

**本制度は東海地区しんきん経営者協議会が共栄火災海上
保険(株)との間で保険契約を締結しています。保険料は東海
地区しんきん経営者協議会で負担いたしますのでご加入者
のご負担はございません。**

[引]受保険会社] 共栄火災海上保険株式会社
[契 約 者] 東海地区しんきん経営者協議会
[被 保 険 者] 東海地区しんきん経営者年金制度ご加入者
(注) 年金受給者および中途脱退者を除きます。
[保 険 金 額] 死亡・後遺障害50万円
(令和元年6月5日からの保険金額となります)

保険金をお支払いする主な場合
交通事故または建物内・乗物内での
火災などによる傷害を被った日から、
180日以内に死亡された場合、保険金
をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合
故意・自殺・けんか・犯罪行為・自動車
等の無資格・酒酔い運転、地震・噴火・
津波による傷害、職務として荷役作業
または乗物の修理・点検・整備・清掃
作業に直接起因する事故など

※ご都合により、傷害保険制度へのご加入を希望されない場合はお申し出ください。

この制度についてのお問い合わせは、東海地区しんきん経営者協議会事務局まで フリーダイヤル 0120-055052

共栄火災海上保険株式会社

中京支店 名古屋市中区丸の内2-19-21 ☎052(211)1358 静岡支店 静岡市葵区両替町2-6-5 ☎054(253)5145

東海地区しんきん経営者協議会 0120-055052(フリーダイヤル)

やまおり

名古屋市中区葵1丁目27番3号 染木第2ビル 301号

東海地区しんきん経営者協議会事務局 行

|||||

氏 名

住 所

〒

2287

名古屋中局 承 認

差出有効期限
2020年11月
30日まで
(切手不要)

4608790

334

やまおり

WineTime

大当たりの熊本ワインファーム

Sommelière : Yukiko Shima

日本国内のワイナリーを訪問する
時、友人、知人の企画に乗っかって
出かけることが多くなっています。事
前に情報を調べることもなく、案内さ
れるがままに付いて行くのです。今回
それで、素晴らしく美味しいワイナリー
に当たりました。

熊本県山鹿市菊鹿町の熊本ワイン
ファームに到着。醸造設備を見学し
た際、契約農家の栽培するブドウが
大半で、最近自社畑を造ったとの説
明。熊本のブドウにこだわって醸造を
1999年に開始したそうです。

日本の南に位置する熊本県、その
自然環境の中でワインとなる美味しい
ブドウが栽培できるのか疑問に。しか
し、ワイナリーのある地域は熊本市街

地より気温が4～5度低く夜はぐっと気
温が下がるとのお話に、テイスティン
グへの興味ががぜん湧いてきました。

テイスティングのコーナーにはだれよ
りも早く移動。有料なので気兼ねなく
全種類をオーダーし、シャルドネからス
タートしました。すると、グラスの中か
ら溢れるように香りが広がり、アカシア
のはちみつ、青りんご、白い花とグリー
ンの印象。デラウェアもマスカット・ベ
リーAも美味しいけれど、KIKUKA・
UNWOODEDに心を鷲掴みにされました。

契約農家の栽培家、醸造家のご
努力が花開いている素晴らしいワイン
に出会えて最高に幸せな時間でした。



晩熟人ファイル 037 小佐々祖伝



小佐々祖伝 (写真提供/社会福祉法人済昭園)

小佐々祖伝(本名ツデ、1872-1948)は、昭和初期に佐賀県で社
会福祉事業に生涯をかけた禅尼です。生まれは明治5年、長崎県北
松浦郡小佐々村(現佐世保市)。家が寺だったこともあり、女学校を
卒業すると禅の道に入り、義詮和尚と結婚。大正3年、義詮和尚が
佐賀県塩田町の由緒ある光桂寺の住職となり、家族とともに移り住み
ます。しかし、2年後に義詮和尚が急逝、享年57でした。ツデは45歳(数
え年、以下同様)。悲しみの中から立ち上がり、剃髪して祖伝尼となっ
たのです。その後大正14年、54歳で住職を継ぎました。

昭和3年のある日、1人の物乞いが寺を訪ねてきました。禅の教え
「一日不作、一日不食」を信条としていた祖伝尼は、食べ物を与え
るだけでは本人のためにならないと考え、その男に野良仕事もさせまし
た。折しも昭和天皇ご即位の年で、その記念事業として養老院「済
昭園」を創設。祖伝尼が初代園長に就きました。昭和10年頃からは
孤児も受け入れ、食べ物も着る物も自給自足の生活でした。

光桂寺の釣り鐘を守り通した話は、祖伝尼のシンの強さをよく物語っ
ています。太平洋戦争が激化した昭和18年に金属類回収令が発動
され、寺院の梵鐘まで供出を迫られました。祖伝尼は「平和をまもる
鐘で、人を殺す兵器は作れません」と、村や県の役人を追いつ返しました。
ついに軍部がやってくるかという段で、間もなく終戦。慶応3(1867)
年製作の大釣り鐘は、今も澄んだ音を響かせています。

戦中戦後と社会福祉事業に心血を注いできた祖伝尼は、昭和23年
にその生涯に幕を閉じました。享年77。その後、済昭園は社会福祉
法人となり、今日も養護老人ホーム、児童養護施設、特別養護老人ホー
ム、デイサービスセンターなど幅広い事業を展開しています。



源氏物語の姫である雲居の雁がテーマ。「曲水の庭」が春と秋（萌黄とオレンジ）、「言の葉結び」が夏と冬（青とグレー）、柄と色の組み合わせで四季のバリエーションを持たせたファブリックパネルのシリーズ作品(上の写真左上から反時計回りに春、夏、秋、冬)。素材は絹。左の写真が型紙。作品の構想からデザイン、型紙作成、染め分け依頼まで担っている(染め協力／藤本染芸)

曲水の庭・言の葉結び

伊勢型紙彫師●那須恵子

インタビュー
奥田真祐美(本誌編集長)

「修業の第一歩は小刀づくりでした」。伊勢型紙の彫師那須恵子さんは言う。鋼を目の粗いものから細かいものまで4種類の砥石で研いで自分の小刀を作る。研ぎは彫師の基本だ。

伊勢型紙は小紋・友禅の着物の他、ゆかた、手ぬぐいや紙、鹿革（印伝）などに型染めする時に用いる道具。伊勢型紙の歴史は古く、いくつもの説があり定かではないが、江戸時代、三重県白子は徳川紀州藩の天領だったことで型紙商人が特権を得て組織的、独占的に型紙を製造販売することを許可された。それが産地として発展し現在に至っているのである。

もともと絵を描いたり紙を切ることが好きだった那須さんは、印刷会社の商業イラスト部門で8年間働いていた。退職後、自分の資質に合う一生の道として選択したのが伝統工芸の彫師であった。本格的に学ぶため、限られた情報を頼りに弟子入りの場を一人探し歩いた日々。養成機関などなかったある日、洪紙製造の会社社長から彫師の生田嘉範氏を紹介され、ようやく修業の糸口が見つかった。那須さんの意志の強さと熱意のたまものである。

生田師匠は最初1年間だけ指導するつもりだった。しかし、昔の1年と現代の1年とは修業の深さ重さが違うことを身に染みて感じた那須さんは、さらに鍛錬を続けることを願い出て、以来10年近くの歳月が流れた。

依頼主から渡された緻密な図案通り正確に彫るのが仕事。斜めになった作業台の前にあぐらを組んで仕事にかかる。薄い和紙3枚を柿渋で張り合わせて作った地紙6枚ほどの一番上に図案を載せ、ずれないようにこよりで四方を綴じ

る。その束を穴の空いた板の上で真上から垂直に小刀を突き刺し、刻むように上下に動かして前に彫り進む。

彫りの技法には、縞彫り、突彫り、道具彫り、錐彫りの4種類があり、那須さんは突彫りが専門。一瞬たりとも気が抜けない。「変化のある模様より、規則的な柄はアラが出やすいので難しいのです」と言いながら、ひと彫りひと彫り丁寧に慎重に手を動かす。手彫りの醍醐味は奥行きのある味わいが生まれることにある。華やかな仕事とは真逆の世界。地味で孤独でひたすら集中力と根気が勝負だ。

彫り終わると、指示に従い上に漆を塗るなどの補強を別の職人に依頼して完成させることもある。近世まで、出来上がった型紙はどのような作品に使用されるのか知らされることはなく、型屋が染め屋と交流することもなかったという。だが那須さんは積極的に染め屋と繋がり、染めの工程を知った上で「染め屋さんが染めやすい型紙を作りたい」と語る。

着物の需要が盛んだった時代は注文を受けて型紙を彫る仕事を中心だったが、時代の波に逆らえず、伊勢型紙の



業界は衰退していった。しかし、日本の一つの文化を継承していかなければならないと業界の人々が意を決して立ち上がり、伊勢型紙は昭和58（1983）年に伝統工芸品に指定。平成5（1993）年には伊勢型紙技術保存会が伊勢型紙の重要無形文化財・保持団体に指定された。若き彫師那須さんは、素晴らしい彫りの技を持っている親方の背中を見ながら、自分の技術を極める内なる努力と並行して、伊勢型紙を世に知らしめるために外への発信活動も行っている。多くの人に関心を持ってもらいたい、後世に継いでいきたい、それは自分の使命だと感じている。

（なす・けいこ）

1982年岐阜県生まれ。印刷会社で8年間商業イラストを制作、退社後伊勢型紙と出会う。彫師を志し、2010年突彫り職人である生田嘉範氏に師事。14年伊勢型紙彫刻組合に入る。16年工房内独立し、伊勢志摩サミット会場ホテルや三重県図書館で作品を展示。18年度三重県民手帳のデザイン・型紙制作を担当。三重県を中心に活動している伝統工芸を担う若手職人グループ「常若」や、愛知・岐阜・三重の女性職人たちが立ち上げ、女性ならではの感性で工芸の魅力を発信している「凜九」などで活動。



撮影／高橋智彦

く ら し の 泉

Essay + Health

Essay

『継続は力…』

奥田真祐美

「継続は力なり」はあまりに有名な格言だ。この言葉の意を信じ、事あるごとに弱くなる気持ちを奮い立たせてきた。

これは継続の話とは少しずれるかもしれないが、幼稚園へ通った満5歳の1年間、一度も休まなかったので卒園式の時に表彰状をもらった。女の子では私だけだった。自分では頑張ったという認識がなく、その時はじめて休まずに通ったことに気づかされた。子どもらしく無邪気に幼稚園が楽しかったからではない。「行きたくない」などと我が儘を言わずに休みをするのがイヤだったのだ。

小学校の6年間では風邪などで数回休んだ。その後12歳で大阪の親元を離れ東京の学校へ入った。入学式の日、「卒業するまでの8年間欠席、遅刻、早引けをせず出席を全うしよう」と心に決めた。学校では1年の終わりに1年間無遅刻、無早退、無欠席だと星のマークが1つついた小さなメダルが授与される。最終的に8年間無事に完全出席できれば卒業式に学園長から8つの星のついたメダルを首にかけてもらうことができる。なんと喜ばしいことだろうと思った。ところが1年生の冬に流感に罹り、40度近い熱が出て休まざるを得なかった。休みたくないという気持ちが強かったのか、熱は1日で下がった。

8年間のうち休んだのはこの1日だけだったので私のは7つ星である。この小



さなメダルはダイヤより大切な私の宝物だ。私の人生の土台となった歳月が刻まれている。いまだに12歳から20歳までの学生生活の影響を引きずって生きていることを思うと、メダルの重みを感じないわけにいかない。

無からシャンソン歌手の道を志して半世紀、紆余曲折しながら毎年ホールでリサイタルを開催して36年経った。迷い悩み、立ち止まっては歩き出すという道程だから、「継続は力なり」と言い聞かせなければ挫折してしまう。

しかし、最近、継続は力とはなんだろうと考えることがある。なんでもかんでもただ続ければいいのだろうか。そうすればやがて何か得るものがあるのだろうか。いや、続けるだけでは何の発展性もない場合がある。考えもなしに続けていると尻すぼみになる。

何百年と続いている店でも時代の流れに沿って新しいやり方に切り替え成功

しているところがある一方で、昔ながらのやり方にこだわり伝統を守り抜いているところがある。困難に耐え厳しい生き方を貫いている姿は、運が良ければやがて認められ価値を見いだされる。

最近は高齢化が進み、経済的にも余裕がなくなり、リサイタルに来てくださる方が減少した。「継続は力なり」だからそれでも続ける。私は新しいやり方を知らない。方向転換ができない。日本にたった1つになってしまったと言われる店のように、周りに惑わされず信じた道を歩くしかない。

私にとって「継続は力なり」は、地道に努力を重ねてゆけばいつかは大きく発展するという期待ではなく、結果がどうであれ、続けるというつらい行為にどれだけ耐えられるか、そんな気がしている。



(おくだ・まゆみ)
シャンソン歌手。大阪市出身。東京・自由学園卒業。「婦人之友」編集記者を経て歌の道へ。「もう一度愛を」で東芝EMIよりCDデビュー。1984年から毎年、東京・大阪で開催しているリサイタルが好評。CD「愛をみつめて」ほか8枚。日本で初めての『ジャン・フェラをうたう』CDアルバムをリリース。著書『猫とシャンソン』など4冊出版。 <http://mayumi-hp.sakura.ne.jp/>

Health

SDGs（持続可能な開発目標）

佐藤祐造

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



最近、新聞やテレビは「新型コロナウイルス感染症」関連のニュースばかりですが、「SDGs（エスディーゼーズ）」は我々の近未来の重要な課題です。

SDGs（持続可能な開発目標）とは

SDGsは、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で、世界のリーダーによって決められた、2030年までに達成すべき国際社会共通の目標です（図）。

具体的には、①貧困をなくそう、②飢餓をゼロに、③すべての人に健康と福祉を、④質の高い教育をみんなに、⑥安全な水とトイレを世界中に、⑧働きがいも経済成長も、⑨産業と技術革新の基盤をつくろう、⑫つくる責任、つかう責任、⑬気候変動に具体的な対策を、⑭海の豊かさを守ろうなど、貧困や飢餓の問題から、働きがいや経済成長、気候変動に至るまで、21世紀の世界が抱える17課題を包括的に挙げています。また、誰ひとり取り残さないことを目指し、先進国と途上国が丸となって達成すべき目標で構成されています。

企業の取り組み

SDGsは、大学や企業等で取り組まれています。広島県にある「捨てないパン屋」もその1つです。⑫つくる責任、つかう責任、に関して、まだ十分に食べられる物が捨てられてしまう問題、食品ロス解消のため、週3日午後だけ開き、4種類のパンのみを販売しています。

ミツカングループ（愛知県半田市）は、「人と社会と地球の健康」「新しいおいしさを変えていく社会」を実現するために、「ZENB（ゼンブ）」を立ち上げています。すなわち「①自然環境への負荷を減らす、あたらしいサステナビリティー（持続可能性）、②素材のそのものおいしさを引き出す『おいしさ』、③カラダに負荷をかけない食生活への、あたらしい健康」という課題を解決するために、コーンの芯など普段は捨てられ

ている部分まで「ぜんぶ」食べる製品となっています。

「スティック」「ペースト」の2種類があり、私も試食しましたが、美味しかったです。



(さとう・ゆうぞう)
名古屋大学名誉教授。愛知みずほ大学特別教授。内科・糖尿病学（運動療法）、スポーツ医学、漢方医学、学校保健を専門とする。平成30年9月に日本体育学会賞受賞。近著に『内科学第11版』（朝倉書店）、「糖尿病運動療法指導マニュアル」（南江堂）などがある。

INFORMO Vol.95
2020

2020年6月15日発行

発行 株式会社 東海信金ビジネス
〒460-0003 名古屋市中区錦2丁目17番21号
☎(052) 212-9015

印刷 凸版印刷株式会社